

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会（第55回）議事録

日 時 令和4年5月13日（金）10:00～10:24

場 所 永田町合同庁舎7階 特別会議室

出席者 （委員） 藤村委員長、島本委員長代理、岩崎委員、工藤委員、渡邊委員
（事務局）内閣府地方創生推進事務局 青木局長、山西局次長、三浦審議官
長参事官、野村参事官補佐、上野参事官補佐

1. 開会

（長参事官）先生方にお集まりいただきましたので、始めさせていただきたいと思います。

委員の皆様におかれましては、御忙しいところ御出席賜り、誠にありがとうございます。それでは、定刻となりましたので、藤村委員長よろしく願いいたします。

（藤村委員長）皆さん、おはようございます。今日もよろしく願いいたします。

「第55回評価・調査委員会」を始めたいと思います。

2. 医療・福祉・労働部会報告

（藤村委員長）議事次第に沿って進めていきます。す議題の2、「医療・福祉・労働部会報告」です。令和3年度の評価対象となる規制の特例措置について、医療・福祉・労働部会における検討結果を、部会長を務めております私から報告をさせていただきます。

資料2を御覧いただきたいと思います。

医療・福祉・労働部会では、令和3年度の評価対象である4件について検討を行いました。

特例措置番号910「病院等開設会社による病院等開設事業」。

2番目が、特例措置番号920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」。

3番目が、特例措置番号939「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業」。

4番目が、特例措置番号2001「公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業」について、全国展開に関して検討してまいりました。

「評価意見（案）」について、事務局より報告をお願いいたします。

（長参事官）事務局でございます。

お手元の資料番号2-1を御覧いただければと思います。「病院等開設会社による病院等開設事業」ということで、「株式会社が高度な医療を提供する病院等を開設することができる」といった特例になります。

2ページ目を御覧いただければと思います。「評価意見（案）」というところにな

ります。

評価でございますが、「その他」として、「関係府省庁は診療領域の拡大について要望内容の検討を行い令和4年度内目途に評価・調査委員会に検討状況を報告すること。その上で事業の実施状況等を踏まえ、令和7年度までに改めて評価を行う」という意見をいただいております。

⑥の「⑤の評価の判断の理由等」というところでございます。「評価・調査委員会の調査では」というところで、CAL法と一体的に行われる施術の実施が認められたところでございますが、新規患者数や手術件数は伸びていないということでございます。

次の次のポツでございますが、「また特定事業者」、これは株式会社病院を営んでいるところでございますが、「株式会社であるメリットとして、通常の医療機関とは違い、診療所での損失分を会社の資金で補填することが可能であり、損失が大きい状況においても自社の診療所を閉院・休院することなく患者の治療が継続可能である」といった内容のものをいただいております。

次のポツでございますが、「その外」といたしまして、こちらも特定事業者、株式会社病院を営んでいるところでございますが、構造改革特区法18条で定められている厚生労働大臣が定める指針に適合する高度な医療の6項目について、「高度な技術を用いて行う細胞医療」を追加することによりまして、本特定事業を効果的・効率的に推進することができるという要望をいただいたところでございます。

関係府省庁の調査が次のところでございます。

2つ目のポツでございますが、既存の株式会社立医療機関からは、株式会社立であることのメリットとして、経営基盤が安定していること、資金調達がしやすいことなどの回答をいただいております。

一方、デメリットといたしましては、医療についての専門的知識が少ない決裁者への説明が必要なため、柔軟、迅速な経営判断ができないこと、補助金等が認められていないことなどの回答をいただいたところでございます。

次のパラグラフで「なお」というところでございますが、関係府省庁からは全国展開により発生する弊害の有無として、特区制度を活用している実績が1件のみであるということから、弊害発生の有無は判断できないものということでございます。

2ページの下のところでございます。「医療・福祉・労働部会の審議においては」というところになります。株式会社病院の経営がうまくいくためには、フィージビリティスタディーが必要ということで、それを踏まえた経営判断に基づいて設置というものを決定することが重要ではないかという意見をいただいたところでございます。

また、株式会社病院が臨床現場となる場合には、研究倫理のチェックといったものが必要になるのではないかと。関係府省庁においてしっかりその点を確認していくことが重要ではないかといった意見をいただいております。

そのほか、特定事業者から要望をいただいておりますので、その実現可能性につ

いて厚生労働省の見解も確認したところでございます。

「以上のことから」というところでございますが、医療・福祉・労働部会においてはCAL法と一体的に行われている施術の実施が認められたものの、特定事業者の運営する医療機関において新規患者数や手術件数は伸びていないこと、コロナ禍の影響で新規患者数の減少も見られ、経営状況も厳しいことから、現時点では全国展開が適当とは判断し難いということでございます。

一方で、特定事業者から「高度な技術を用いて行う細胞医療」について高度医療として認めてほしいということ、これが認められることにより本特定事業を効果的・効率的に推進することができるといった要望があったことから、関係府省庁において要望内容の詳細を確認の上、専門的な見地から要望内容を検討し、年度内目途に評価・調査委員会、部会のほうに検討状況を報告すること、その検討結果を踏まえ令和7年度までに改めて評価を行うことが適当とするといった御意見をいただいたところでございます。

続きまして、資料の2-2に移らせていただきたいと思います。「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」でございますが、「公立保育所の給食について、保育所外で調理し搬入することができる」といったものでございます。

2ページ目でございます。「評価意見(案)」というところになりますが、評価として「その他」ということでございます。関係府省庁は、取組が不十分な自治体と適切に実施している自治体に対する現地調査、ヒアリング調査などを複数の自治体宛てに実施し、その状況について令和4年度中に評価・調査委員会に報告する。その上で、適切な運用に向けて課題を整理し、各自治体に改めて周知・徹底し、その後の事業実施状況等を踏まえ、令和7年度までに改めて評価を行うといったものでございます。

「⑤の評価の判断の理由等」というところでございます。

まず「評価・調査委員会の調査では」のところでございますが、給食の外部搬入事業の実施によりまして、食材の一括購入、一括調理による経費の削減、または地元食材の活用ということで、地元農業への経済効果、地産地消の推進といった面での効果が見られているといったところでございます。

また、施設の構造上、自園調理ができないために2歳未満児の受入れができなかったところにつきましても、外部搬入が可能になったことで受入れが可能となった施設といったものも確認されております。

離乳食をはじめ3歳未満に必要な個別対応につきまして、例えば保育所の調理員が個別に対応ですとか、アレルギー児への対応につきましては入所前のアレルギー調査の実施、生活管理指導表に基づく代替食の提供、または給食センターによる除去食の提供といった取組が見られたところでございます。

次のポツは、保育士からの評価でございます。

地産地消メニューにより地元の食材を口にする機会が多くなった、また学校給食と

同じメニューということで就学後も食べ慣れた給食が食べられる、3歳児への進級時に移行がスムーズであるといった回答をいただいたところでございます。

保護者からの評価といたしましては、家でなかなかつくりにくい料理や栄養の計算された献立が食べられる、また子供が苦手なものでも食べられることが助かっているといった回答をいただいたところでございます。

関係府省庁の調査では、外部搬入を行っている保育所と自園調理を行っている保育所、両方についての調査を行っておりまして、その比較という観点から回答をいただいております。

アレルギー児への対応といたしましては、自園調理では8割を超える施設で個別対応ができています。一方、外部搬入を行う施設では約5割にとどまっている。

発達段階に応じた食事の提供については、離乳食の対応ができていない施設が4割を超えている。複数段階に分けて離乳食を提供できている施設は4分の1程度といったことでございました。

また、体調不良児につきましては、自園調理を行う施設では3割以上が対応できている。一方、外部搬入は2割に満たないといったところでございます。

その次の次のポツでございますが、事故が発生したかどうか、自園調理を行う施設では4.4%、外部搬入を実施する施設では10.9%といったところでございます。

最後の次のパラグラフでございますが、こうした調査結果を踏まえ、関係府省庁からは、国の認定を受けた上で、構造改革特区事業として一定の質を担保した上で事業を実施することが適当、全国展開は妥当ではないといった意見をいただいたところでございます。

3ページでございますが、「医療・福祉・労働部会の審議においては」というところでございます。

まず、委員による現場視察というものをしっかりやってほしいという意見をいただいたところでございます。

また、全国展開という判断をするには、各保育所においてガイドラインを踏まえた対応が適切に取られていることといった質の担保が確保されていることが必要なのではないかという意見をいただいております。

一方で、自治体から認定申請事務の簡素化要望というものが出ておりましたので、こうした事務の事務の簡素化について検討してもらえないかといった意見をいただいております。

そのほか、給食センターというものが災害対策のツールということでも活用可能になるのではないかといい意見もいただいております。

「以上のことから、医療・福祉・労働部会においては」というところになりますが、特例の実施に当たり、各種の要件が課されているわけでございますが、そうした要件を満たした形で取組が実施されているのか、運用について自治体任せになっているの

ではないかといった懸念があるということでございました。このため、全国展開に向けた議論を進める上では、現場の実態も確認しながら議論する必要があると考えられるということでございます。私どもの調査も、また厚生労働省の調査も通信調査ということでございましたので、必ずしもその辺の確認が不十分ではないかといった趣旨かと思えます。

自治体によって取組に差があると考えられるため、今回の調査結果を踏まえ、関係府省庁で連携して取組が不十分な自治体と適切に実施している自治体に対する現地調査、ヒアリング調査などを複数の自治体宛てに実施し、その状況について今年度中を目途に改めて報告すること。

併せて、今回コロナ禍の関係もあり、実施できなかった「委員の視察」、これについても検討・実施することということでございます。

現地調査やヒアリング調査の結果を踏まえ、適切な運用に向けて課題を整理し、各自治体に改めて周知、徹底を行い、令和7年度までに改めて評価を行うといったこととございます。

また、自治体の事務負担の軽減の観点から、関係府省庁において区域計画の変更認定の申請手続の簡素化について併せて検討し、今年度中を目途に検討結果を部会宛てに報告することが適当といった評価意見をいただいているところでございます。

次に、資料2-3を御覧ください。「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業」でございます。

これにつきましては2ページ目でございますが、「評価」で「その他」となっております。公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号920）」の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて改めて評価を行うといったものでございます。

3ページ目でございますが、「医療・福祉・労働部会においては」というところでございます。全国展開が適当かの判断につき確認すべき論点は、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」とほぼ同様の事項となっていることから、920の特例の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて改めて評価を行うことが適当と判断するといったものでございます。

続きまして、資料2-4を御覧ください。「公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式」の関係でございます。

2ページ目が、「評価意見」となっております。

「⑤評価」でございますが、「その他」ということで「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号920）」の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて改めて評価を行うとなっております。

⑥の「医療・福祉・労働部会においては」という最後のパラグラフでございます。医療・福祉・労働部会においては、全国展開が適当かの判断につき確認すべき論点は、

「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」とほぼ同様の事項となっていることから、当該特例（920）の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて改めて評価を行うことが適当と判断するといったものとなっております。

以上でございます。

（藤村委員長） どうもありがとうございました。

以上、4つの事業について医療・福祉・労働部会で検討した結果を御報告いただきました。今の報告について、御質問、御意見がございましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。よろしいですか。

では、この特例措置番号910、920、939、2001につきましては、医療・福祉・労働部会の「評価意見（案）」を委員会評価意見として了承することにしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

3. 令和3年度評価意見案について

（藤村委員長） どうもありがとうございます。御異議ないようですので、委員会評価意見として了承することといたします。

では、続きまして、議事の3「令和3年度評価意見（案）について」です。

昨年度、今年の3月23日の本委員会において、地域活性化部会、教育部会の評価意見を委員会の評価意見としたところです。本日報告いたしました医療・福祉・労働部会の評価意見も踏まえ、全体としての評価意見書を取りまとめることとしたいと思います。

事務局から資料の配付をお願いいたします。

（資料配付）

（藤村委員長） オンライン参加の委員の皆様もお手元でございますね。

では、評価・調査委員会としてのこの意見書について事務局より説明をお願いしたいと思います。

（長参事官） 事務局でございます。

今、お手元に配付させていただきました評価意見書の関係を御説明させていただきます。

1 ページ目でございますが、「はじめに」では「今般、当委員会は、9特例措置について評価等を行い、意見を取りまとめた」といったところがございます。

2 番目の「令和3年度の評価について」でございます。

「（2）評価意見等の概要」というところになります。「評価等の対象となった9特例措置のうち、3特例措置については関係府省庁により全国展開又は一部全国展開の措置がとられたことを確認、1特例措置については全国展開が適当との評価とした。

また、5特例措置については、適切な時期に再度評価することとした」といったところでございます。

特例措置ごとの評価意見の詳細は別紙に記すとなっております、概要として各評価について記載いただいたものとなっております。

まず1つ目の「地方公務員に係る臨時的任用事業」でございますが、4行目のところでございます。「これまでの地方公務員法等の改正とこれに伴う地方公共団体の条例改正等をもって、当該規制の特例措置について「弊害の予防等の措置が確保され全国展開された」とも評価するとの意見とした」といただいております。

次のマルでございます。「地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業」でございます。

上から6行目でございますが、「特例措置番号835（社会教育施設）については、地方分権一括法で全国展開されたことが確認された。このため、社会教育施設については全国展開とした上で、特例措置番号834（学校施設）については活用自治体である遠野市、文部科学省及び内閣府で特例が効果的に活用されるための方策について検討し、一定程度まとまった段階で、改めて部会に報告するとの意見とした」となっております。

2ページ目でございますが、1つ目の「病院等開設会社による病院等開設事業」につきましては先ほどの部会報告の内容となっております。

次の「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」、こちらも先ほどの部会報告の内容となっております。

次の「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業」、こちらも同様でございます。

その次の「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」の関係でございます。

次の次の行でございますが、本特例の要件を満たす限り、弊害が生じていないことが確認されたところでございますので、本特例措置は全国展開することが適当という評価となっております。

次の「地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業」でございます。

これにつきましては一番下から4行目になりますが、関係省庁において評価・調査委員会地域活性化部会への報告を経て全国展開の措置、自ら全国展開措置が取られたといったところでございます。

その次の「民間事業者による公社管理道路運営事業」でございます。

こちらにつきましては3ページの3行目でございますが、コロナ禍という特殊事情が解消し、新たな特区計画の申請認定が行われ事業運営状況が見極められる段階で改めて評価を行うとの意見となっております。

最後の「公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業」につきましては、先ほどの部会報告の内容をまとめたものとなっております。

その他、4ページ以降は別紙、6ページ以降は各部会からいただいた評価意見で、評価委員会の了承をいただきましたので、それをまとめたものとなっております。

以上でございます。

(藤村委員長) どうもありがとうございました。

ただいまの事務局の報告に対して、御意見、御質問がございましたらお願いしたいと思えます。

いかがでしょうか。よろしいですか。

では、今、御報告いただいたものを評価・調査委員会の意見とし、構造改革特別区域推進本部長に提出することといたしますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

4. 評価・調査委員会会議規則の改正について

(藤村委員長) どうもありがとうございます。では、そのように進めさせていただきたいと思えます。

次は、議題の4です。「評価・調査委員会会議規則の改正について」です。先ほどの医療・福祉・労働部会からの報告にもありましたが、「病院等開設会社による病院等開設事業(910)」については、事業の実施事業者からの要望について、厚生労働省において専門的な見地から検討いただき、検討状況を部会宛てに報告いただくこととしています。その内容が適切かどうか、部会においては専門家の意見も聞きながら確認したく、そのための規定を設けるというものになります。

事務局から説明をお願いいたします。

(長参事官) お手元の資料3を御覧いただければと思えます。「構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会会議規則」でございます。

今回、第6条(委員以外の者の出席)というものを追加するものとしております。

「委員長は、必要があると認めるときは、委員又は専門委員以外の者に対し、委員会又は専門部会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。」といったものでございます。この条文を規則の中に追加するという事で整理させていただいております。

以上でございます。

(藤村委員長) ありがとうございます。これは、ここで決めればよいということですか。

(長参事官) はい。

(藤村委員長) ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたら発言をお願いいたします。

(島本委員) これは、ここで決まるという話ですか。

(長参事官) 委員会決定という手続でございますので、この規則は委員会の方で決めていただくこととなります。

(藤村委員長) ということだそうです。よろしいですか。

(岩崎委員) 今回、まずこの規則を適用するのは、具体的には高度な技術を用いて行う細胞医療の案件ということでよろしいでしょうか。確認です。

(長参事官) 具体的に現在想定されているのは、その部分かと思います。

また、今後いろいろな観点から有識者、オブザーバーの参加が必要な場合につきましては、この規定に基づきまして委員会の中で御判断いただくものと考えております。

5. その他

(藤村委員長) よろしいでしょうか。

では、資料3のとおり、評価・調査委員会会議規則を改正することにしたいと思います。

議題は以上ですが、事務局から何かございますでしょうか。

(長参事官) 特にございません。

6. 閉会

(藤村委員長) 今日はこれで終わりということで、本日はこれで閉会といたします。

どうもお忙しい中、御参集いただきまして、ありがとうございました。